

医療安全における病院薬剤師の役割

座長 小原 延章 惠谷 秀紀*

第60回国立病院総合医学会
(平成18年9月22日 於京都)

IRYO Vol. 61 No. 10 (664-665) 2007

要旨

薬剤師は、より良質な医療を提供するために、医療チームの一員として“安全に、効果的に、適切に、効率的に”薬物療法を患者へ提供するに当たり、常に医療の安全を考え行動していくことが重要な役割である。

病院薬剤師の業務は、調剤を中心とした業務から、医薬品の適正使用の推進、適正な医薬品の保管管理、注射薬の無菌的調製および病棟薬剤管理業務等、その活動の範囲は広範かつ多様化してきている。また、最近日本病院薬剤師会でも、病棟に訪問するという従来の業務展開から脱却し、病棟に常駐し薬のスペシャリストとしての職能を発揮した業務展開が重要であるとの方向性を示している。一方、医療安全においても薬のセーフティーマネージャーとして、薬剤師の役割の重要性はますます重大となっている。医薬品に関する医療事故が多発していることから、薬剤師によるリスク管理を実践する中で、処方せん中における疑義照会のみならず与薬にかかる未然の事故防止が注目されている。さらに感染防止対策や抗がん剤の化学療法にかかるレジメン管理や注射薬の混合調製、入院時の持ち込み薬の対応など、医療の安全管理面における薬剤師の専門的知識を活かした積極的な行動が求められている。

キーワード 医療安全、病棟常駐、薬剤師業務、セーフティーマネージャー、チーム医療

はじめに

米国JCAHO専門委員会¹⁾では、投薬システムを「安全に、効果的に、適切に、効率的に薬剤を使用すること」と定義している。①薬剤の選択と購入、②医師による処方、③薬剤師による調剤の払い出し、④看護師などによる与薬、⑤投与後のモニタリングへと進むプロセスは、安全で、効果的で、適切で、効率的な薬物療法の患者への提供という目標を目指し、その中で多職種が関与し投薬プロセスのさまざまな場面で相互に関係するとしている。また、Mak-

ing Health Care Safer:A Critical Analysis of Patient Safety Practices Prepared for Agency for Healthcare Research and Quality (2001)によれば、薬剤有害事象の予防における臨床薬剤師の役割について、臨床薬剤師が臨床ケアに直接関わることが、薬剤エラーや薬剤有害事象の減少につながったとしている。この中で3次医療施設における内科・循環器集中治療室に入院した患者で、臨床薬剤師が関与することによって投薬関連のエラーの発生頻度が66%減少したとの報告がある²⁾。

国立病院機構京都医療センター 薬剤科長 *国立病院機構大阪医療センター 副院長
別刷請求先：惠谷秀紀 国立病院機構大阪医療センター 〒540-0006 大阪市中央区法円坂2丁目1-14
(平成19年3月1日受付、平成19年5月18日受理)

The Development of Pharmacist Participation in Medical Safety Practices
The Role of the Hospital Pharmacist in Medical Safety Practices Nobuaki Kohara and Hideki Etani
Key Words: medical safety practices, daily pharmacist participation in the ward, pharmacist practices, safety manager, teamwork in medical practices

病院薬剤師業務は 医療安全管理システムの一つである

病棟薬剤師業務にかかる医療安全確保において、薬剤管理指導業務を通じた入院時の持参薬管理、副作用の早期発見などの総合的な薬学的管理の徹底を図ることが重要であり、また病院内でおこるインシデントの3-4割とされる医薬品の取り違え等の事故防止への取り組みに、薬剤師がさまざまな場面で大きく関わっていかなければならない。また注射薬の混合調製を薬剤師が実施することによる安全性と質の確保、さらに、抗がん剤の無菌調製においては、レジメン管理システムの導入による誤投与、過量投与の防止が図られ、患者への適切な薬物療法と安全が提供できるとともに、医療従事者への暴露を回避し品質の保証がなされるものである。

しかしながら、これらを有効に実施し成果とするためには、チーム医療は不可欠であると思われる。まさに、病院薬剤師業務は医療安全管理システムの一つであるといえる。

医療安全に関する薬剤師業務について（表-1）

従来の住み慣れた安全な調剤室だけにとどまらず、薬局を飛び出し患者の待っている病棟へ足を向ければならない。薬剤師にとって、調剤業務は欠くことのできない基本業務でありかつ非常に重要な業務であるということは当然のこととして、患者の顔を見て薬物療法を行う、病棟にある医薬品すべてに関わる、さらに医師、看護師等との情報を共有する、これらを実践するために、薬剤師の病棟常駐化を図っていくことは最大の課題であり、早急に対応していかなければならない。また、すべての患者を対象として単なる薬の服薬説明だけではなく、副作用の早期発見、相互作用・重複投与の有無の確認をはじめ事故の未然防止などの総合的な薬学的管理を行うことが重要である。

薬剤師の専門性を發揮して（患者に）より質の高い安全な医療を提供する

平成18年4月の診療報酬改定で専従リスクマネージャーの配置が評価されたように、看護師とともに薬剤師によるセーフティーマネージャーとしての役割も果たしていかなければならない。また、緩和ケア、感染管理、NST等の薬剤師の専門性を活かし

表1 医療安全に関する薬剤師業務

- ・調剤室から病棟常駐へ
- ・服薬指導から本来の薬剤管理指導（薬学的管理）へ
- ・薬のセーフティーマネージャーとしての役割
- ・各領域の専門性を活かしたチーム医療
- ・適正かつ効率的な医薬品管理
- ・注射薬の無菌的混合調製
- ・医薬品との連携による処方設計
- ・医師、看護師等への積極的な情報提供
- ・医薬品の適正使用すべての面で責任を果たす

薬剤師の専門性を發揮して
より質の高い安全な医療を提供する

た薬物療法をチーム医療の中で実践する。さらに、適正かつ効率的な医薬品管理、抗がん剤の無菌的混合調製、医師との連携による処方設計、医師・看護師等への積極的な情報提供など医薬品の適正使用のすべての場面において、その責任を果たしそれを実践することが求められている。

医療安全における今後の薬剤師業務の あり方について

「病院内の薬のあるところに薬剤師あり」……これを絵に描いた餅とせず、臨床の場で積極的に実践していくことこそ病院薬剤師の使命であり、医療安全の監視者としてその役割を果たすことが可能となる。

[文献]

- 1) Nadzam DM: A sysytem approach to medication use. In Cousins DD (ed) : Medication use: A System Approach to Reducinng Errors/ Oakbrook Terrace, IL: Joint Commission on Accreditation of Healthcare Organizations, p. 7 ,1998
- 2) Leape LL, Cullen DJ, Clapp MD et al: Pharmacist participation on physician rounds and adverse drug events in the intensive care units. JAMA 282 : 267-270, 1999